

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【四半期会計期間】	第64期第3四半期 (自平成20年10月1日至平成20年12月31日)
【会社名】	日本工営株式会社
【英訳名】	Nippon Koei Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 廣瀬 典昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目4番地
【電話番号】	東京(3238)8040
【事務連絡者氏名】	財務・経理部長 本庄 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目4番地
【電話番号】	東京(3238)8040
【事務連絡者氏名】	財務・経理部長 本庄 直樹
【縦覧に供する場所】	日本工営株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市東区東桜2丁目17番14号) 日本工営株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市西区新町3丁目1番31号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第64期 第3四半期連結 累計期間	第64期 第3四半期連結 会計期間	第63期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(百万円)	24,749	8,383	67,119
経常利益又は 経常損失()	(百万円)	6,001	1,929	2,307
当期純利益又は 四半期純損失()	(百万円)	4,224	1,326	1,725
純資産額	(百万円)		37,325	42,845
総資産額	(百万円)		73,111	81,836
1株当たり純資産額	(円)		460.75	528.30
1株当たり当期純利益 又は四半期純損失()	(円)	52.39	16.45	20.80
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)		50.8	52.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,213		1,736
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	916		2,512
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,852		322
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		5,228	4,899
従業員数	(人)		2,673	2,662

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため「 」で表示しております。

3 従業員は、就業人員であります。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に大きな変化はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	2,673
---------	-------

(注) 従業員は、就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	1,386
---------	-------

(注) 従業員は、就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
国内建設コンサルタント事業	8,136	32,193
海外建設コンサルタント事業	1,565	32,211
電力機器・装置事業事業	1,814	3,260
電力等工事業業	781	2,109
不動産賃貸事業		
その他の事業	239	112
合計	12,536	69,887

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記の金額は、外部顧客に対するもので、セグメント間の内部取引および振替高は含まれておりません。

3 当社グループの各事業では、主として年度末に受注が集中するため、季節変動が生じております。

(2) 売上実績

当第3四半期連結会計期間における売上実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	売上高(百万円)
国内建設コンサルタント事業	3,530
海外建設コンサルタント事業	2,048
電力機器・装置事業事業	1,643
電力等工事業業	685
不動産賃貸事業	313
その他の事業	161
合計	8,383

(注) 1 当連結企業集団では、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載しておりません。

2 セグメント間取引については、相殺消去しております。

3 主な相手先別の売上実績及び総売上実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間	
	売上高(百万円)	割合(%)
東京電力(株)	1,178	14.1
国土交通省	402	4.8
ベトナム政府	386	4.6

4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社および連結子会社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）におけるわが国経済は、世界的な金融市場の混乱と急激な円高が進行したこと等に伴い、企業業績が大幅に悪化、設備投資が減速し、また個人消費も冷え込む等、景気の後退が鮮明となり非常に厳しい局面を迎えました。

一方、日本工営グループを取り巻く経営環境は、公共事業およびわが国ODA（政府開発援助）予算が継続的な縮減傾向にあり、さらに道路特定財源問題および民間企業による設備投資計画が急速に見直されるなど、引き続き厳しい状況で推移しました。

このような状況の下で、当社グループの第3四半期連結業績は、受注高は12,536百万円、売上高は8,383百万円、営業損失は1,540百万円、経常損失は1,929百万円、四半期純損失は1,326百万円となりました。

また、第3四半期までの売上高累計24,749百万円は、通期予想売上高64,000百万円に対して38.7%の達成率となりました。これは当社の主要な顧客である官公庁および電力会社等へのコンサルタントサービスや製品の納期が年度末（3月）に集中しているため、売上高の計上が年度末に集中する季節的な変動特性によるものです。なお、前年および前々年同四半期の売上高累計が通期売上高に対する達成率はそれぞれ37.9%と38.4%でした。

さらに、販売費及び一般管理費などの費用は年間を通じほぼ均等に発生するため、第3四半期の営業利益、経常利益、および純利益ともに損失計上となりました。

（セグメント別の状況）

[国内建設コンサルタント事業]

外部顧客に対する受注高は8,136百万円（前年同期比358百万円の減少）となりました。売上高は3,530百万円（前年同期比562百万円の増加）、営業損失は1,564百万円（前年同期比25百万円の損失減少）となりました。

[海外建設コンサルタント事業]

外部顧客に対する受注高は1,565百万円（前年同期比3,354百万円の減少）となりました。売上高は2,048百万円（前年同期比15百万円の減少）、営業損失は181百万円（前年同期比171百万円の損失減少）となりました。

[電力機器・装置事業]

水車発電機、システム制御機器、変圧器等の製作販売を中心とする電力機器・装置事業の外部顧客に対する受注高は1,814百万円（前年同期比141百万円の増加）となりました。売上高は1,643百万円（前年同期比151百万円の減少）、営業利益は106百万円（前年同期比25百万円の利益減少）となりました。

[電力等工事業]

変電、送電の工事を中心とする電力等工事事業の外部顧客に対する受注高は781百万円（前年同期比201百万円の増加）となりました。売上高は685百万円（前年同期比317百万円の増加）、営業損失は15百万円（前年同期比41百万円の損失減少）となりました。

[不動産賃貸事業]

不動産賃貸事業の売上高は前年同期から横ばいの313百万円となりました。営業利益は238百万円（前年同期比4百万円の利益増加）となりました。

[その他の事業]

ソフトウェアの開発、人材派遣業等を中心とするその他の事業の外部顧客に対する受注高は239百万円（前年同期比64百万円の減少）となりました。売上高は161百万円（前年同期比13百万円の減少）、営業損失は1百万円（前年同期は営業利益6百万円であり、8百万円の利益減少）となりました。

(2)財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間の財政状態は、総資産は73,111百万円となり、前連結会計年度末と比較して8,725百万円の減少となりました。

資産の部では、流動資産は37,625百万円となり、前連結会計年度末と比較して7,822百万円の減少となりました。これは売上債権の回収による受取手形及び売掛金の23,020百万円の減少と仕掛品の12,004百万円の増加等が主な要因です。

固定資産は35,486百万円となり、前連結会計年度末と比較して902百万円の減少となりました。

負債の部では、流動負債は25,346百万円となり、前連結会計年度末と比較して3,032百万円の減少となりました。これは主に前受金の6,077百万円の増加と支払手形及び買掛金の3,817百万円の減少、短期借入金の返済による3,000百万円の減少、その他1,756百万円の減少等によるものです。

固定負債は、10,439百万円となり、前連結会計年度末と比較して172百万円の減少となりました。これは主に長期借入金の161百万円の減少によるものです。

純資産の部は、37,325百万円となり、前連結会計年度末と比較して5,519百万円の減少となりました。主な要因は、売上高の計上が年度末に集中する季節的な変動特性による当第3四半期連結累計期間の四半期純損失4,224百万円、配当金の支払い1605百万円等によるものです。

以上の結果、自己資本比率は50.8%となり前連結会計年度末と比較して1.3ポイント低下しました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失が1,947百万円のマイナスであったことと、生産活動に伴うたな卸資産の増加4,622百万円等により5,765百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得と投資有価証券の取得および売却等により667百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済および短期借入金の増加等により3,894百万円の収入となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第3四半期末残高は、前連結会計年度末に比べ328百万円増加の5,228百万円となりました。

(4)研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は69百万円であります。

(5) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

会社の財務および事業の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成20年5月12日開催の当社取締役会において、平成18年5月に導入し、平成19年6月に継続を決定した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本件対応方針」といいます。）を改訂することを決定しました。

当社は、本件対応方針の改訂にあたり、これを当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するための方策としてより適切かつ合理的なものとするためには、本件対応方針の改訂及び継続につき株主の意思を確認することが適切と考え、平成20年6月27日に開催された当社第63回定時株主総会に下記のとおり付議し、承認を得ました。

記

1. 大規模買付ルール設定とその考え方

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社株式の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、当社は、建設コンサルタント業務をはじめ公共・公益事業に関する業務内容を主に事業展開しており極めて公共性の高い社会的使命の大きい企業であると自負しており、専門性が高く幅広いノウハウと豊富な経験や実績に裏打ちされたブランド力を有しています。そして、その経営にあたっては、これらの理解と国内外の顧客・従業員および取引先等の利害関係者との間に培われた深い信頼関係が不可欠となり、これらなくしては企業価値の向上と株主の皆様の利益に報いることはできないと考えます。

当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、かかる大規模な買付行為を行う者の提示する当社株式の取得対価が妥当か否かを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等の利害関係者との関係についての方針を含む、当該買付行為を行う者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会がかかる大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。

以上の事情を考慮した場合、当社取締役会は、当社株式の大規模な買付行為に際しては、これを行おうとする者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、当該買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言及び特別委員会（以下に定義します。）の助言、意見又は勧告を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、当該買付行為を行おうとする者の提案の改善についての交渉や、当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模な買付行為を行おうとする者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

そこで、当社取締役会は、当社株式の大規模な買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主の皆様の利益に合致すると考え、以下の内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

なお、大規模買付ルールの導入に伴い、当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続きの進行に関する客観性及び合理性を担保するため、ならびに当社株主の皆様の共同の利益を守るために適切と考える方策をとる場合においてその判断の客観性及び合理性を担保するために、また、取締役会によって恣意的な判断がなされること及び大規模買付ルールの恣意的な運用がなされることを防止するためのチェック機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役および当社社外監査役から選任します。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、1)一定の大規模な買付行為を行おうとする者は、2)事前に当社取締役会に対して意向表明書（以下（2）に定義します。）の提出を含む必要かつ十分な情報を提供し、3)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に買付行為を開始する、というものです。詳細は以下の通りです。

(1)適用対象

大規模買付ルールは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）に適用されません。

(2)意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただくこととします。

大規模買付者から意向表明書の提出があった場合は、適時開示に関する法令及び証券取引所規則に従い適時にその旨の開示を行います。

(3)情報の提供

当社は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき情報のリストを当該大規模買付者に交付します。具体的には、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ・ 大規模買付者およびそのグループの概要（特に、大規模買付者の事業内容および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ・ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（特に、当社株式の一部のみの買付けの場合には、買付予定株式数の上限設定についての考え方やその後の資本構成の変更についての予定を含みます。）
- ・ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- ・ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）
- ・ 大規模買付完了後に意図する当社及び当社グループの取引先、地域社会、従業員その他の当社及び当社グループに係る利害関係者に関する方針

当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査し、特別委員会及び独立の外部専門家等の意見及び助言等をも参考にした上で、提出頂きました情報のみでは、大規模買付者の提案の当社の企業価値及び株主全体の利益に対する影響を適切に判断するのに不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合は、大規模買付者にその旨を通知するとともに、適時開示に関する法令及び証券取引所規則に従い適時にその旨の開示を行います。また、当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(4)検討期間の確保

本必要情報の当社取締役会に対する提供が完了した場合、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者に対して本必要情報の提供が完了した旨を通知した日を起算日として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

ただし、特別委員会が対抗措置の発動の是非を判断するために合理的に必要な場合は、特別委員会は、当社取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を勧告することができ、その場合は、当社取締役会は、取締役会評価期間を、30日間を上限として延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合は、大規模買付者に対して延長の期間及び理由を通知するとともに、適時開示に関する法令及び証券取引所規則に従い適時に延長の期間及び理由の開示を行います。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、特別委員会の助言、意見又は勧告を最大限に尊重しながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。但し、本件対応方針の採用とは別に、当該大規模買付行為が企業価値毀損買付行為（注4）と認められる場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆様を守るために、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「本件対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙に記載のとおりですが、実際に新株予約権無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、本件対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙に記載のとおりですが、実際に新株予約権無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

4．本件対抗措置の発動及び停止の判断主体

(1) 本件対抗措置発動の判断主体

当社取締役会は、上記3．(1)又は上記3．(2)に基づき本件対抗措置の発動の是非を判断する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手順を経ることを前提とします。

まず、当社取締役会は、本件対抗措置の発動の前提として、特別委員会に対し本件対抗措置の発動の是非について諮問しなければならず、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対し本件対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、当該本件対抗措置の発動の是非を判断する過程において、当社の費用で、独立した外部専門家等（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができます。

特別委員会が当社取締役会に対し本件対抗措置の発動の是非について勧告を行った場合は、適時開示に関する法令及び証券取引所規則に従い、勧告の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を、適時に開示します。

そして、特別委員会から勧告を受けた当社取締役会は、本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主全体の利益に与える影響等を慎重に検討しつつ、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、本件対抗措置を講じるか否かを判断します。

なお、当社取締役会において、本件対抗措置を発動することを決定した場合には、適時開示に関する法令及び証券取引所規則に従い適時に当該内容の開示を行います。

(2) 本件対抗措置停止の判断主体

当社取締役会が本件対抗措置の発動を決定した後であっても、決議の前提となった事実関係に変動が生じたこと、特別委員会が本件対抗措置を発動すべき旨の勧告を撤回したことなどにより、本件対抗措置を発動することが相当でなくなった場合は、当社取締役会は、本件対抗措置の停止を決定し、又は、特別委員会の勧告を最大限に尊重して本件対抗措置の内容の変更を決定することがあります。

当社取締役会が本件対抗措置の停止又は内容の変更を決定した場合も、適時開示に関する法令及び証券取引所規則に従い適時にその旨の開示を行います。

5．本件対応方針の有効期間並びに廃止及び変更

本件対応方針の有効期間は、平成20年5月12日から第63回定時株主総会の終結時までとされておりましたが、第63回定時株主総会の決議によって本対応方針が承認され、有効期間を第63回定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時まで延長されております。

本件対応方針の有効期間満了前であっても、本件対応方針は、当社株主総会又は当社取締役会の決議によって、いつでも廃止することができるものとします。

当社取締役会は、今後の法令改正、司法判断の動向、証券取引所その他公的機関の対応等を踏まえ、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて、本件対応方針を随時見直し、適時適切な措置を講じます。

本件対応方針の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じるものとします。但し、当社の株券等の保有者又は当社の株券等を取得しようとする者に不利益を生じない範囲においては、当社取締役会の決議によって、本件対応方針を変更することができるものとします。また、法令の新設又は改廃に伴って本件対応方針に引用する法令の条項又は法令上の用語に変更があった場合は、本件対応方針に引用する当該条項又は用語は、当社株主総会又は当社取締役会の決議がなくても、本件対応方針における引用の趣旨に反しない限度において、変更後の条項又は用語に適宜読み替えられるものとします。

6. 買収防衛策の合理性を高めるための工夫

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

本件対応方針は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容並びに本件対抗措置の内容及び要件は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

(2) 事前開示

本件対応方針における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び要件は、いずれも具体的かつ明確であり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものと考えます。

(3) 株主意思の重視

本件対応方針の有効期間は、本株主総会の終結時までとし、当該定時株主総会の決議によって本対応方針が承認された場合に、有効期間が延長されることとなっています。また、有効期間満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議によって廃止することができ、本件対応方針の変更は、原則として当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じます。

したがって、本件対応方針の導入、継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会決議を通じて株主の意思が反映されるものと考えます。

(4) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本件対応方針においては、本件対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、当社は、本件対応方針の導入にあたり、当社経営陣から独立した特別委員会を設置し、本件対抗措置の発動の前提として特別委員会に対し本件対抗措置の発動の是非について諮問したうえ、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、本件対抗措置を講じるか否かを判断します。

したがって、本件対応方針の導入、継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会決議を通じて株主の意思が反映されるものと考えます。

(5) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家等（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けることができるものとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本件対応方針は、当社株主総会の決議によって廃止することができるほか、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によっても廃止することができることされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役ににより構成される取締役会によって、本件対応方針を廃止することができます。従って、本件対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役会の過半数の交替が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。

7. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従って、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は大規模買付ルールを遵守するものの当該大規模買付行為が企業価値を毀損するものと認められる場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様には本新株予約権が割り当てられる場合には、新株予約権の申込みの手続きは不要となり、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。この場合には、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

加えて、新株予約権無償割当ての方法により本新株予約権の割当を受けた株主の皆様に対して、当社は、新株予約権の行使請求書（株主ご自身が大規模買付者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の割当を受けた株主の皆様には、権利行使期間内に、これらの必要書類を当社に提出していただいた上、別途当社取締役会において定める価額の財産を出資していただくことにより、当社普通株式が交付されることとなります。この点、権利行使期間内において本新株予約権を行使いただかなかった場合には、権利行使期間の満了により本新株予約権は消滅し、他の株主の皆様による本新株予約権の行使による保有株式の希釈化が生じることとなります。

なお、新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合において、上記4（2）において定められる手続きにより、当社取締役会が、新株予約権無償割当ての効力発生日までにおいては、新株予約権の無償割当を中止し、また、新株予約権無償割当ての効力発生日後から新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、無償割当された新株予約権を無償で取得することがあり、これらの場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、希釈化が生じることを前提として売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

注1：特定株主グループとは；

（ ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、（ ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは；

() 特定株主グループが、注1の() 記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)、又は() 特定株主グループが、注1の() 記載に該当する場合は、当該大規模買付者及びその特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。))の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項第1号に規定するものをいいます。))及び発行済株式の総数は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは；

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：企業価値毀損買付行為とは；

当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主全体の利益を著しく損なうものと認められる場合であり、具体的には、以下乃至の類型に該当すると認められる場合には、原則として、企業価値毀損買付行為に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っているものと判断される場合

当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ等の権益、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的であると判断される場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っているものと判断される場合

当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にあると判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買収対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。)など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、取引先その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、割当期日の最終の当社普通株式に係る発行可能株式数から発行済株式総数（同時点における当社の保有する当社普通株式の数を除く。）を控除して得た数と同数の株式数を上限とする。新株予約権1個当りの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。（但し、当社が株式分割又は株式合併を行う場合など、新株予約権の目的である株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じた場合は、合理的な範囲内で所要の調整を行うものとする）

3. 割当を行う新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権無償割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使に際して出資をなすべき当社普通株式1株あたりの額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。なお、行使価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、新株予約権無償割当ての効力発生日、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、当社取締役会は、新株予約権無償割当ての対象たる新株予約権の内容として、会社法第236条第1項第7号に基づき当社が一定の事由が生じたことを条件として新株予約権を取得することができる旨を規定する場合があります。この場合には、前各項の条件は必要に応じて修正される可能性がある。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

提出会社

当第3四半期連結会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
東松山賃貸用店舗 隣接地 (埼玉県東松山市)	不動産賃貸	土地			312 (5,671)		312	

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	189,580,000
計	189,580,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	86,656,510	86,656,510	東京証券取引所 市場第1部	単元株式数は1,000株でありま す。
計	86,656,510	86,656,510		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年12月31日		86,656,510		7,393		6,092

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,045,000		単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 78,861,000	78,861	同上
単元未満株式	普通株式 1,750,510		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	86,656,510		
総株主の議決権		78,861	

(注) 1 上記「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1,000株(議決権の数1個)および812株含まれております。

2 上記「単元未満株式」には、当社所有の自己保有株式913株を含めて記載しております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本工営株式会社	東京都千代田区 麹町5丁目4番地	6,045,000		6,045,000	6.98
計		6,045,000		6,045,000	6.98

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	268	297	308	320	304	289	244	224	219
最低(円)	247	264	279	291	265	225	171	191	194

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (技術本部担当)	取締役 (中央研究所・技術企画部担当)	有賀 直記	平成20年7月1日
取締役 (技術本部長兼技術企画部長)	取締役 (中央研究所長兼技術企画部長)	吉田 保	平成20年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)については、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,224	4,894
受取手形及び売掛金	3 5,589	3 28,609
有価証券	17	4
商品及び製品	160	227
仕掛品	20,067	8,062
原材料及び貯蔵品	260	321
その他	6,469	3,517
貸倒引当金	163	189
流動資産合計	37,625	45,447
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	9,711	10,125
土地	13,644	13,332
その他(純額)	1,033	903
有形固定資産合計	1 24,388	1 24,362
無形固定資産		
のれん	1,935	2,169
その他	522	578
無形固定資産合計	2,457	2,747
投資その他の資産		
その他	8,880	9,523
貸倒引当金	241	244
投資その他の資産合計	8,639	9,279
固定資産合計	35,486	36,389
資産合計	73,111	81,836

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,434	6,251
短期借入金	4 6,690	4 9,690
未払法人税等	121	450
前受金	12,179	6,102
賞与引当金	817	1,231
工事損失引当金	343	135
その他	2,759	4,515
流動負債合計	25,346	28,379
固定負債		
長期借入金	4 4,462	4 4,623
退職給付引当金	3,005	2,952
役員退職慰労引当金	112	127
負ののれん	76	135
その他	2,781	2,772
固定負債合計	10,439	10,611
負債合計	35,785	38,991
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,393	7,393
資本剰余金	6,131	6,131
利益剰余金	26,344	31,173
自己株式	2,014	1,992
株主資本合計	37,854	42,706
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	723	124
繰延ヘッジ損益	-	37
評価・換算差額等合計	723	87
少数株主持分	194	226
純資産合計	37,325	42,845
負債純資産合計	73,111	81,836

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	24,749
売上原価	20,294
売上総利益	4,454
販売費及び一般管理費	10,179
営業損失()	5,725
営業外収益	
受取利息	55
投資有価証券売却益	158
受取配当金	129
負ののれん償却額	58
その他	85
営業外収益合計	487
営業外費用	
支払利息	135
投資有価証券売却損	163
為替差損	405
その他	60
営業外費用合計	763
経常損失()	6,001
特別利益	
貸倒引当金戻入額	25
その他	7
特別利益合計	33
特別損失	
投資有価証券評価損	167
過年度源泉税	28
たな卸資産評価損	190
その他	58
特別損失合計	445
税金等調整前四半期純損失()	6,413
法人税、住民税及び事業税	193
法人税等調整額	2,352
法人税等合計	2,158
少数株主損失()	30
四半期純損失()	4,224

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	8,383
売上原価	6,653
売上総利益	1,729
販売費及び一般管理費	3,269
営業損失()	1,540
営業外収益	
受取利息	25
受取配当金	32
投資有価証券売却益	128
負ののれん償却額	19
その他	19
営業外収益合計	224
営業外費用	
支払利息	38
投資有価証券売却損	146
為替差損	420
その他	8
営業外費用合計	614
経常損失()	1,929
特別利益	
固定資産売却益	0
貸倒引当金戻入額	1
特別利益合計	1
特別損失	
投資有価証券売却損	11
固定資産除却損	4
その他	3
特別損失合計	19
税金等調整前四半期純損失()	1,947
法人税、住民税及び事業税	76
法人税等調整額	684
法人税等合計	607
少数株主損失()	13
四半期純損失()	1,326

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	6,413
減価償却費	840
のれん償却額	175
投資有価証券売却損益(は益)	10
投資有価証券評価損益(は益)	167
賞与引当金の増減額(は減少)	413
工事損失引当金の増減額(は減少)	207
受取利息及び受取配当金	184
売上債権の増減額(は増加)	23,020
たな卸資産の増減額(は増加)	11,877
仕入債務の増減額(は減少)	3,817
前受金の増減額(は減少)	6,077
その他	2,142
小計	5,649
利息及び配当金の受取額	207
利息の支払額	176
法人税等の支払額	467
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,213
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	508
無形固定資産の取得による支出	90
投資有価証券の取得による支出	2,433
投資有価証券の売却及び償還による収入	2,206
貸付けによる支出	155
貸付金の回収による収入	38
その他	26
投資活動によるキャッシュ・フロー	916
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	1,000
長期借入金の返済による支出	4,161
配当金の支払額	605
その他	86
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,852
現金及び現金同等物に係る換算差額	115
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	328
現金及び現金同等物の期首残高	4,899
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,228

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	
1 連結の範囲の変更	該当事項はありません。
2 持分法適用の範囲の変更	該当事項はありません。
3 連結子会社の四半期連結決算日の変更	該当事項はありません。
4 会計方針の変更	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 この結果、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の売上総利益が6百万円増加、営業損失及び経常損失が6百万円減少、税金等調整前四半期純損失が184百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準等の適用 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額として取得したものととしてリース資産に計上する方法によっております。 この結果、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間のリース資産が有形固定資産に247百万円計上され、損益に与える影響はありません。</p>
5 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の変更	該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
原価差異の繰延処理 操業度等の季節的な変動に起因して発生した原価差異につきましては、原価計算期末日までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産として繰り延べております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 14,102百万円</p> <p>2 偶発債務 従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 従業員 242百万円</p> <p>3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間満期手形が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。 受取手形 8百万円</p> <p>4 財務制限条項 短期借入金のうち6,500百万円および長期借入金のうち4,000百万円については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。 (1)各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産額を当該決算期の直前の決算期の末日または平成17年3月期の末日における連結の貸借対照表上の純資産額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 (2)各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産額を当該決算期の直前の決算期の末日または平成17年3月期の末日における単体の貸借対照表上の純資産額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 (3)各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、平成18年3月期以降の決算期につき、2期連続して損失とならないようにすること。 (4)各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が、平成18年3月期以降の決算期につき、2期連続して損失とならないようにすること。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 13,678百万円</p> <p>2 偶発債務 従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 従業員 289百万円 非連結子会社につき以下の内容の債務保証を行っております。 日本エスドゥエム(株)の 為替先物取引 110百万円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
従業員給与手当	3,134百万円
賞与引当金繰入額	619百万円
退職給付費用	312百万円
2 当社グループの売上高は、通常の営業形態として完成時期が年度末に集中するため、季節変動が生じております。	

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
従業員給与手当	1,011百万円
賞与引当金繰入額	172百万円
退職給付費用	103百万円
2 当社グループの売上高は、通常の営業形態として完成時期が年度末に集中するため、季節変動が生じております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	5,224百万円
償還期間が3ヶ月以内の投資信託	3
現金及び現金同等物	5,228

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	86,656,510

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	6,067,768

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月20日 臨時取締役会	普通株式	605	7.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	国内建設 コンサル タント 事業 (百万円)	海外建設 コンサル タント 事業 (百万円)	電力機器 ・装置事 業 (百万円)	電力等 工事事業 (百万円)	不動産 賃貸事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,530	2,048	1,643	685	313	161	8,383		8,383
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	11	3	9	155	49	336	565	(565)	
計	3,542	2,051	1,652	841	362	497	8,948	(565)	8,383
営業費用	5,107	2,232	1,546	857	124	498	10,366	(443)	9,923
営業利益 又は営業損失()	1,546	181	106	15	238	1	1,418	(122)	1,540

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	国内建設 コンサル タント 事業 (百万円)	海外建設 コンサル タント 事業 (百万円)	電力機器 ・装置事 業 (百万円)	電力等 工事事業 (百万円)	不動産 賃貸事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	10,799	6,543	4,343	1,572	944	545	24,749		24,749
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	34	5	11	409	144	929	1,534	(1,534)	
計	10,834	6,548	4,354	1,982	1,089	1,474	26,283	(1,534)	24,749
営業費用	15,896	7,566	4,138	2,168	405	1,484	31,660	(1,185)	30,474
営業利益 又は営業損失()	5,062	1,017	216	186	683	10	5,377	(348)	5,725

(注) 1 事業の種類、性質を考慮して事業区分を行っております。

2 各事業は主に以下の内容から成り立っております。

国内建設コンサルタント事業・・・日本国内の建設コンサルタント事業

海外建設コンサルタント事業・・・日本国外の建設コンサルタント事業

電力機器・装置事業・・・水車発電機、システム制御機器、変圧器等の製作販売

電力等工事事業・・・変電、送電等の工事

不動産賃貸事業・・・不動産賃貸事業

その他の事業・・・ソフトウェアの開発等、人材派遣業等

3 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の電力機器・装置事業において売上総利益が6百万円増加、営業損失が6百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)
 当連結会社は日本に所在するため、所在地別セグメント情報の開示に該当しません。

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
 当連結会社は日本に所在するため、所在地別セグメント情報の開示に該当しません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	アジア	中近東	アフリカ	中南米	その他	計
海外売上高(百万円)	1,540	75	168	256	1	2,042
連結売上高(百万円)						8,383
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	18.4	0.9	2.0	3.1	0.0	24.4

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	アジア	中近東	アフリカ	中南米	その他	計
海外売上高(百万円)	4,569	683	556	690	107	6,606
連結売上高(百万円)						24,749
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	18.5	2.8	2.2	2.8	0.4	26.7

(注) 1 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

2 国または地域の区分の方法および各地域に属する主な国または地域

(1) 国または地域の区分の方法 地理的近接度によります。

(2) 各区分に属する主な国または地域

アジア : ベトナム、インドネシア、スリランカ

中近東 : パレスチナ自治区、トルコ、カタール

アフリカ : ケニア、モロッコ、マラウイ

中南米 : ペルー、エルサルバドル、パラグアイ

その他 : キルギス、パラオ、西サモア

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
460.75円	528.30円

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失()	52.39円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純損失()の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失() (百万円)	4,224
普通株式に係る四半期純損失()(百万円)	4,224
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	80,626,549

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失()	16.45円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純損失()の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失() (百万円)	1,326
普通株式に係る四半期純損失()(百万円)	1,326
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	80,598,521

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月4日

日本工営株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 大村 廣 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 内田 淳一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本工営株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本工営株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。